

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の主産業は、茶をはじめとする農業だが、地域経済や財政基盤の維持と住民生活の安定を図るためには、農業の維持と同時に、観光や商工業との連携等による地域経済全体の振興を進める必要がある。

本村の人口は、国勢調査によると昭和35年には6,807人だったが、平成27年には3,674人にまで減少している。更に、平成30年4月の住民基本台帳人口は3,598人となっており、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口は、それぞれ288人、1,692人、1,618人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ8.0%、47.0%、45.0%となっている。

また、本村の産業構造について、平成26年の経済センサス基礎調査によると、全産業の総事業所数は236事業所で、建設業が55事業所と一番多く、次に卸売業・小売業が48事業所、製造業が45事業所となっており、平成21年の調査と比較すると総事業所数が31事業所の減となっているが、製造業は7事業所の増となっている。

中小企業を取り巻く環境は年々変化しており、全国的には経営者の高齢化から廃業に至るケース、人材不足から事業運営が困難となるケースなど深刻化している。大企業と比べても資金力など体力差がある中小企業は、技術力・経営力の向上、優秀な人材の確保などにより業務の効率化や生産性を高めることが必要となっている。本村においても中小企業の先端設備等の導入を推進し、あらゆる面から支援することで、体力のある優秀な企業を育てていかなければならない。

#### (2) 目標

本村の第4次総合計画では、産業・雇用の基本方針において地域経済の安定と住民の生活を支える雇用の創出に取り組むこととしている。本基本計画を策定することで、村内での雇用促進が図られ、若い世代の定住を促進し、働きやすく、暮らしやすい村をめざす。

また、これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に定める村内全ての中小企業者に対し先端設備等の導入を促進し、本基本計画の目標を達成するため、先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成 30 年 6 月 5 日経済産業省令第 33 号）第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、固定資産税の特例措置の対象となるためには、最低取得価格及び販売開始時期等の他要件を満たす必要がある。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は、山添村内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。雇用の安定に配慮した計画とすること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。健全な地域経済の発展に配慮した計画とすること。